

平成二十八年十月二十八日受領  
答 弁 第 七 四 号

内閣衆質一九二第七四号

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員大西健介君提出東京オリンピックの観戦チケットに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出東京オリンピックピックの観戦チケットに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの平成三十二年東京オリンピック競技大会の観戦チケットについては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）において検討されるものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、平成二十七年二月に組織委員会から公表された「東京二〇二〇大会開催基本計画」においては、「一人でも多くの人に、東京二〇二〇大会を直接体験できる機会を公平に提供」するとともに、「チケット販売収益を通じて、健全な東京二〇二〇大会の運営を支える」とされており、また、平成二十八年七月二十五日に開催された組織委員会の理事会に提出された資料「チケットインング関連事業について」（以下「理事会提出資料」という。）においては、「チケットを、世界中の様々な公式流通経路で取扱うことが求められ」とあることから、観戦チケットの価格や販売、分配等については、今後、これらの考え方に基づいて、具体的に検討されるものと認識している。

また、観戦チケットの販売開始時期は、理事会提出資料において、「二〇一八年夏～二〇一九年初旬」

とされていると承知している。